

平成29年9月8日

三田市長 森 哲男 様

三田市障害者差別解消条例検討委員会
委員長 谷口 泰司

答 申 書

平成29年3月23日付け三障第1814号で諮問のあった「(仮称)三田市障害者差別解消条例」の制定について慎重に審議した結果、幼少期から全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、共に地域社会で生きるという意識を育み、障害を理由とする差別の解消を推進するために、別紙のとおり答申します。

なお、市長におかれては、答申を十分に尊重いただくとともに、審議の過程で各委員より出された意見・提言に十分に留意され、条例の制定に努められるよう要望します。

三田市障害者差別解消条例検討委員会の主な意見

「(仮称)三田市障害者差別解消条例」の制定に向けて諮問された内容について、各委員から出された意見を下記のとおりまとめました。

記

1 条例の基本的な枠組み

- ・障害者差別解消法の規定の範囲内に留まる理念型条例ではなく、基準強化、追加規制を加えた市の独自性がある政策型条例とすること。

2 条例に盛り込むべき内容

- ・「条例の骨子」のとおり。

3 差別の対象・範囲

- ・障害者差別の定義は、障害者差別解消法と同様に「障害を理由とする不当な取扱い」及び「合理的配慮の不提供」とすること。
- ・差別を規制する対象は、すべての者を意味する「何人も」とすること。

4 未然防止の対策

- ・障害者差別の解消のためには、「全ての人にはかけがえのない個人である」という価値観を幼少期から培うことが重要であり、家庭、地域社会及び学校等が主体的かつ積極的に障害者に対する理解の促進に取り組むよう支援すること。
- ・体験型の学習や障害者との交流の機会を取り入れた啓発活動を精力的かつ継続的に推進すること。

5 紛争解決の仕組み

- ・地域での課題を地域で解決できる調整機関を設置すること。
- ・当事者間での調整が困難な場合の、あっせん制度を設けること。
- ・障害を理由とする差別の解消を図る段階的な手段として、勧告や公表の制度を設けること。

6 財政上の措置

- ・条例で定める施策の推進を図るため、財政上の措置を講じること。

条例の骨子

| 項 目 | 内 容 |
|-------------------|---|
| 1 前文 | <ul style="list-style-type: none"> ○ すべての人は、かけがえのない個人として尊重されるものであり、一人ひとりが、互いに尊重し、支え合い、生きがいを持って、安心した生活を送ることができる社会を実現すること、それは私たち市民共通の願いであります ○ しかしながら、障害者は、教育、医療、住居、移動、就労、生活環境、防災等、社会生活における様々な面で、障害に対する誤解や偏見により不利益な取扱いを受けたり、配慮が不足したりすることにより、地域での安心した生活が妨げられている状況があります。加えて、障害者に対する性別、年齢、民族等を理由とする複合的な差別も多く存在し、地域におけるあたりまえの生活を妨げています ○ 幼少期から全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、共に地域社会で生きるという意識を育んでいかななくてはなりません ○ 市民、事業者、行政が共に知恵と力を出し合い、障害を理由とする差別の解消に取り組むことを宣言し、障害のある人もない人も自分らしく、自立と社会参加を実現できる共生のまち三田市を実現するため、この条例を制定します |
| 2 目的 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害を理由とする差別の解消を推進するための基本的な事項を定める ○ 相互に尊重し合う共生社会の実現に寄与する |
| 3 定義 | |
| 障害者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含みます。)その他の心身の機能の障害がある者をいいます ○ 障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます |
| 社会的障壁 | ○ 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます |
| 障害を理由とする差別 | ○ 障害を理由とする不当な差別的取扱いを行うこと又は合理的配慮の提供をしないことをいいます |
| 障害を理由とする不当な差別的取扱い | ○ 客観的にやむを得ないと認められる特別な事情なく、障害又は障害に関連する事由により障害者を区別し、排除し、又は制限すること、障害者に障害者でない者にはつけない条件をつけることその他の不利益な取扱いをいいます |
| 合理的配慮の提供 | ○ 障害者が現に日常生活又は社会生活において、社会的障壁の除去を必要とすることが認識される場合において、当該障害者が障害者でない者と同等の権利を行使するため、その実施が相当と認められる範囲を超えた過重な負担を課すこととなるものを除き、当該障害者の意向を尊重しながら、その性別、年齢及び障害の状態に応じて、必要かつ適切な変更、調整等を行うことをいいます |
| 行政機関等 | ○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「法」といいます |

| | |
|-------------------|---|
| | す。)第2条第3号に規定する行政機関等をいいます |
| 事業者 | ○ 市内において商業その他の事業を行う者(行政機関等を除きます。)をいいます |
| 市民 | ○ 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいいます |
| 4 基本理念 | |
| 生活を保障される権利 | ○ 全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること |
| 不当な差別的取扱いによる権利の侵害 | ○ 何人も、障害を理由とする不当な差別的取扱いにより、障害者の権利利益を侵害してはならないこと |
| 合理的配慮の促進 | ○ 社会的障壁の除去のためには、合理的配慮の提供が促進される必要があること |
| 意思疎通手段の拡大 | ○ 全ての障害者は、言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が拡大される必要があること |
| 障害及び障害者理解 | ○ 障害を理由とする差別は、障害者に関する理解の不足又は偏見から生じ得ることから、全ての人が障害及び障害者に関する理解を深める必要があること |
| 5 差別の禁止 | ○ 何人も、障害者に対し、障害を理由とする差別をしてはなりません |
| 6 市の責務 | <p>○ 市は、基本理念にのっとり、障害を理由とする差別を解消するために、次に掲げる施策を推進しなくてはなりません</p> <p>(1) 合理的配慮の提供のあり方について積極的に調査及び研究を行い、市民及び事業者に対して普及を図るとともに、率先して合理的配慮の提供を行うこと</p> <p>(2) 障害を理由とする差別の解消に関する相談を受け、必要な支援を行うこと</p> <p>(3) 市民及び事業者が障害及び障害者に対する理解を深めるための周知及び啓発に関する取組みを行うこと</p> <p>(4) 障害者同士又は障害者と障害者でない者が交流するための機会提供に関し、支援を行うこと</p> <p>(5) 全ての職員が障害及び障害者に対する理解を深め、障害者に対する支援を適切に行うための研修等を実施すること</p> <p>○ 前項の施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講じます</p> <p>○ 市長は、施策に対する評価を行い、施策の実施方法の改善や見直しに反映するものとします</p> |
| 7 市民及び事業者の責務 | ○ 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する知識及び理解を深めるとともに、市が実施する障害を理由とする差別を解消するための施策に協力するよう努めなければなりません |
| 8 幼少期からの理解促進 | ○ 家庭、地域社会及び学校等が主体的に、幼少期からの子どもたちに対し、 |

| | |
|--------------|---|
| | <p>体験型の学習及び障害者との交流の機会を提供すること等により、障害及び障害者に対する理解促進に努めることとします</p> <p>○ 市は、家庭、地域社会及び学校等が行う理解促進の取り組みに対して、必要な支援を行います</p> |
| 9 相談 | <p>○ 障害者である市民、当該障害者の家族若しくは支援者又は事業者（以下「相談者」といいます。）は、市又は市が委託する相談機関に対し、障害を理由とする差別に該当すると思われる事案について相談することができます</p> <p>○ 市又は市が委託する相談機関は、障害を理由とする差別に該当すると思われる事案に関する相談があったときは、相談者又は当該相談内容にかかわる者に対し、必要に応じて次に掲げる対応をするものとします</p> <p>(1) 相談を受けた事案に係る事実の確認及び調査を行うこと</p> <p>(2) 必要な情報の提供を行うこと</p> <p>(3) 関係者間の調整を行うこと</p> <p>(4) 関係行政機関への連絡調整を行うこと</p> |
| 10 あっせんの申し立て | <p>○ 障害者である市民は、市長に対し、障害を理由とする差別に該当すると思われる事案(行政機関等又は事業者が市内で行う事業に限ります。)を解決するために必要なあっせんの申し立て(以下「あっせんの申し立て」といいます。)をすることができます</p> <p>○ 障害者である市民の家族又は支援者は、市長に対し、あっせんの申し立てをすることができます。ただし、当該あっせんの申し立てをすることが当該障害者の意に反することが明らかである場合は、この限りではありません</p> <p>○ あっせんの申し立ては、前に定める相談の終了後でなければ行うことができません。ただし、あっせんの申し立てをすることについて緊急の必要性があると市長が認める場合は、この限りではありません</p> <p>○ あっせんの申し立ては、行政不服審査法その他の法令に基づく不服申し立ての процедуруることができる行政庁の処分に対しては、行うことができません</p> |
| 11 あっせん | <p>○ 市長は、あっせんの申し立てがあったときは、三田市附属機関の設置に関する条例第 2 条に規定する調整委員会にあっせんを行うよう求めるものとします</p> <p>○ 調整委員会は、前項の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、あっせんの手続を開始するものとします</p> <p>(1) あっせんの必要がないと認めるとき</p> <p>(2) 当該差別事案がその性質上あっせんをするのに適当でないとき</p> <p>○ 調整委員会は、あっせんのために必要があると認めるときは、当該差別事案の関係者に調整委員会への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができます</p> <p>○ 調整委員会は、あっせんを行ったとき又はあっせんを行わないときは、市</p> |

| | |
|---------------|---|
| | <p>長に対して、その旨を報告するものとします</p> <p>○ 調整委員会は、障害を理由とする差別を行ったとされる者が、あっせん案を受諾せず、又はこれを受諾したにもかかわらずあっせんに従わないときは、その旨を市長へ報告するものとします</p> |
| 12 勧告及び公表等の措置 | <p>○ 市長は、前条の規定による報告があった場合であって、必要があると認めるときは、障害を理由とする差別を行った者に対して、障害を理由とする差別を解消するために必要な対応をするように勧告することができます</p> <p>○ 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告の相手方に対してその旨を通知し、かつ、その者に対して意見を述べる機会を与えなければなりません</p> <p>○ 市長は、勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができます</p> <p>○ 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、三田市行政手続条例に基づき、あらかじめ、当該公表の相手方に対してその旨を通知し、かつ、その者に対して意見を述べる機会を与えなければなりません</p> |
| 13 委任 | <p>○ この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます</p> |
| 14 施行期日 | <p>○ 平成30年7月1日から施行します</p> |